

SIP「レジリエントな防災・減災機能の強化」推進体制（案）

SIP「レジリエントな防災・減災機能の強化」（以下、SIP防災という。）の研究責任者が公募により採択され、研究開発の実施者が確定したところである。そこで、推進体制（別紙1）を定め、府省連携により推進する。

1. 運営委員会

採択された12名の研究責任者が、研究開発チームをまとめ、さらに研究開発項目間での連携を促進できるように、研究開発項目毎に設置する。サブプログラムディレクター（Sub-PD）と分野別アドバイザー（プログラム会議委員から構成）が研究開発を推進する上での課題に対して、早期に助言するために参加する。

2. 国の直轄研究機関との連携

府省の枠を超えて、より大きな成果を実現することを目指すプログラムであることから、「国土技術政策総合研究所」や「消防研究センター」等の国が直轄する研究機関が、SIP防災の運営委員会と密に連携する。

3. 情報共有・利活用のあり方検討の場（仮称）

情報の共有や利活用における課題を解決するため、情報共有・利活用運営委員会（仮称）が運営する「情報共有・利活用のあり方検討の場（仮称）」を設置する。

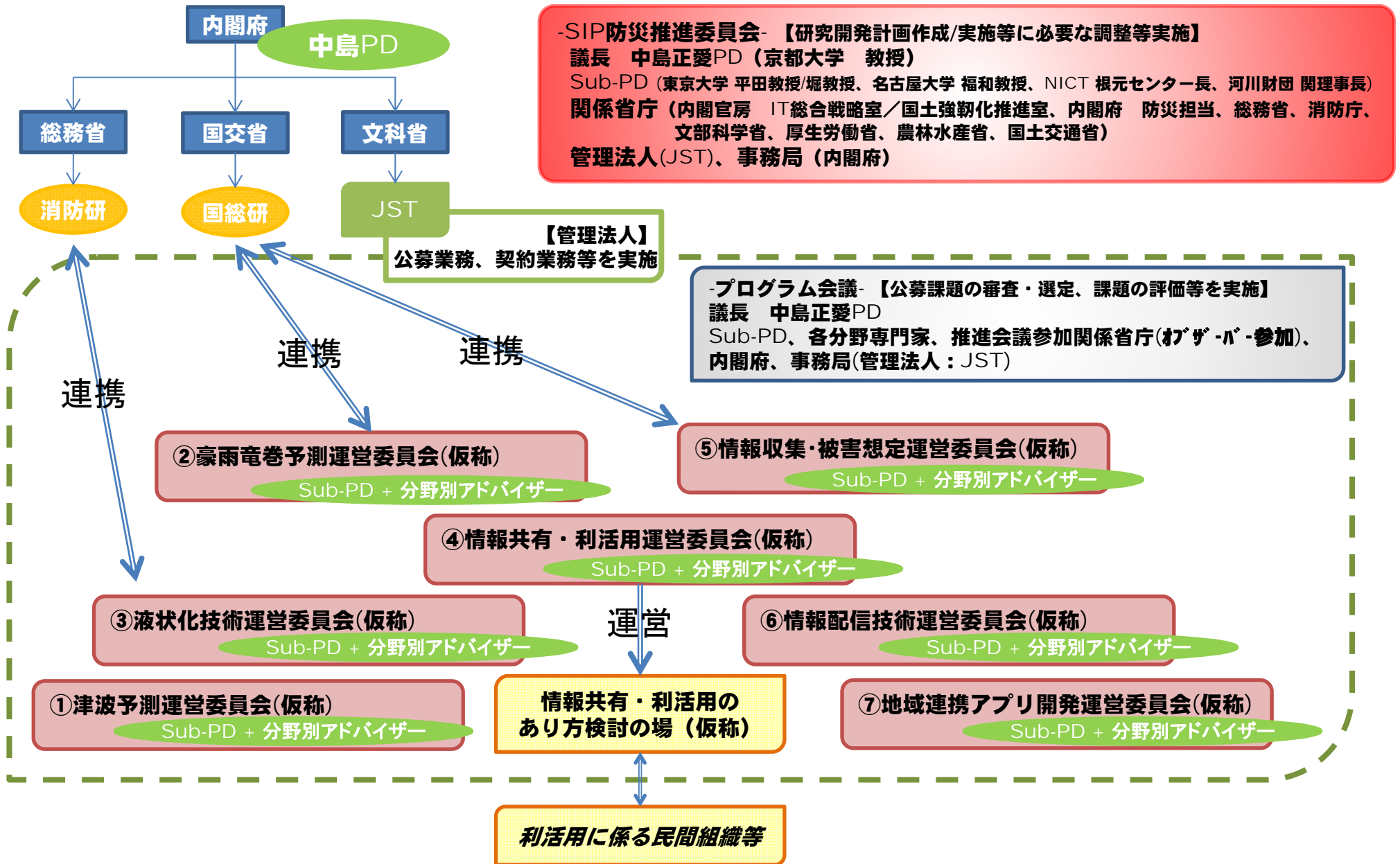
4. 知財委員会

課題または課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会を管理法人等にまたは選定した研究責任者の所属機関（委託先）に設置する。SIP防災においては、JSTおよび各運営委員会に置く（別紙2）こととする。

以上

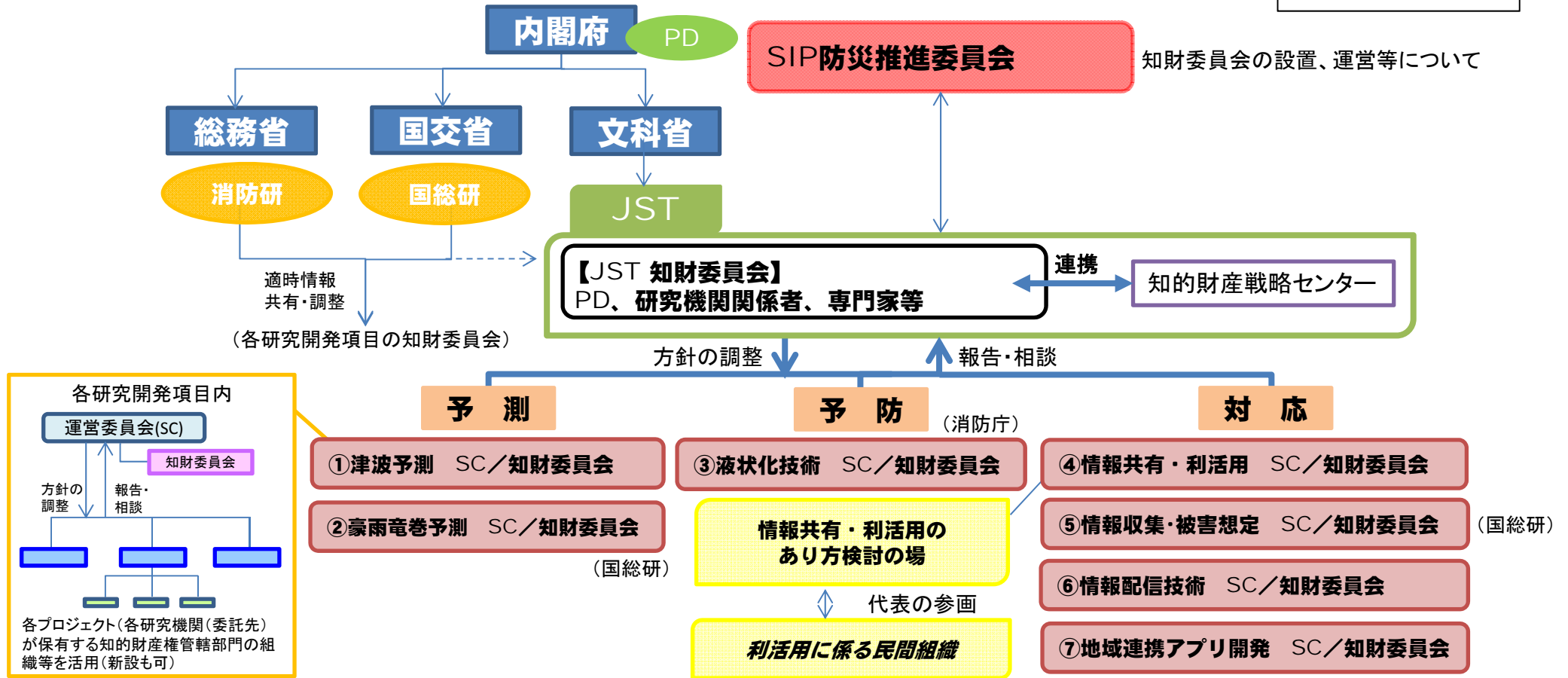
レジリエントな防災・減災機能の強化 - 推進体制（案） -

資料1-2別紙1



SIP防災 知財委員会の構成（案）

資料1-2別紙2



【管理人】知財委員会:

管理人のJST内に設置。委員はPDまたはPDの代理人、研究機関関係者、専門家等から構成。課題全体の方針の調整と情報の取りまとめ等(PD・内閣府等と相談しつつ、各研究機関の知財権の取り扱いが課題推進に支障がある場合の調整、課題終了時の課題全体の知財権取り扱いの協議等を含む)を行う。

【研究開発項目】知財委員会:

各研究開発項目ごとに設置。知財委員会の設置される機関(運営委員会設置機関を想定)の研究責任者等は、全参画機関における知財の管理等の取りまとめを行う。知財権の取り扱いについては、「SIP運用指針」に従うものとする。知財委員会の事務は、設置機関が行う。

手続きの詳細フロー等は、研究開発時の個別状況も踏まえ検討。